

議第73号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成28年2月24日提出

京都市長 門川大作

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）」を「次に掲げる計画」に改め、同号に次のように加える。

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

第4条第2項中「同項第1号」を「同項第1号ア」に改める。

別表企画調整費の項中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号」に改め、同表事業費の項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

関西広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。